

(別添)

○ 「措置入院の運用に関するガイドライン」について（平成30年3月27日 障発0327第15号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">一部改正 障発0331第23号 令和2年4月1日</p> <p style="text-align: right;"><u>一部改正</u> <u>障発1127第6号</u> <u>令和5年11月27日</u></p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">「措置入院の運用に関するガイドライン」について</p> <p>今般、全国の地方公共団体で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）における措置入院の運用が適切に行われるよう、「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」（研究代表者：国立研究開発法人精神・神経医療研究センター 藤井千代）における検討内容を踏まえ、同法における通報等の中でも特に件数の多い警察官通報を契機とした、措置入院に関する標準的な手続を整理し、「措置入院の運用に関するガイドライン」として取りまとめましたので、通知します。</p> <p>各都道府県及び指定都市におかれては、管内市区町村及び関係機関等に対し、本ガイドラインについて周知いただくとともに、本ガイドラインを踏まえて、措置入院の適切な運用に努めていただくようお願いします。</p> <p>なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。</p> <p>また、本通知（Ⅲ4、IV11、<u>IX</u>及び<u>X</u>を除く。）は地方自治法（昭和22</p>	<p style="text-align: right;">一部改正 障発0331第23号 令和2年4月1日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">「措置入院の運用に関するガイドライン」について</p> <p>今般、全国の地方公共団体で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）における措置入院の運用が適切に行われるよう、「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」（研究代表者：国立研究開発法人精神・神経医療研究センター 藤井千代）における検討内容を踏まえ、同法における通報等の中でも特に件数の多い警察官通報を契機とした、措置入院に関する標準的な手続を整理し、「措置入院の運用に関するガイドライン」として取りまとめましたので、通知します。</p> <p>各都道府県及び指定都市におかれては、管内市区町村及び関係機関等に対し、本ガイドラインについて周知いただくとともに、本ガイドラインを踏まえて、措置入院の適切な運用に努めていただくようお願いします。</p> <p>なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。</p> <p>また、本通知（Ⅲ4、IV11、<u>VIII</u>及び<u>IX</u>を除く。）は地方自治法（昭和22</p>

年法律第67号) 第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添えます。

別添

措置入院の運用に関するガイドライン

目次

I～IV (略)

V. 措置入院の実施

1. 措置入院の決定
2. 措置入院者に対する告知
3. 措置入院先病院に対する情報提供

VI. 緊急措置入院の運用

1. 緊急措置入院の要件
2. 緊急措置入院後の対応
(削る)

VII (略)

VIII. 措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置

IX. 地域の関係者による協議の場

- 1・2 (略)

X. 運用マニュアルの整備、研修の実施

I (略)

II. 警察官通報の受理

1 (略)

2. 警察官通報の受理

警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自傷他害のおそれがあると認められる者を発見した場合、可能な限り早い段階で、都道府県知事等に通報する必要がある。

警察官通報は、いわゆる要式行為たることを要しないとされており、文書のほか、口頭、電話など全ての通報手段を用いることが可能である。

年法律第67号) 第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添えます。

別添

措置入院の運用に関するガイドライン

目次

I～IV (略)

V. 緊急措置入院の運用

1. 緊急措置入院の要件
2. 緊急措置入院後の対応
(新設)

VI. 措置入院の実施

1. 措置入院の決定
2. 措置入院者に対する告知
3. 措置入院先病院に対する情報提供

VII (略)

(新設)

VIII. 地域の関係者による協議の場

- 1・2 (略)

IX. 運用マニュアルの整備、研修の実施

I (略)

II. 警察官通報の受理

1 (略)

2. 警察官通報の受理

警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自傷他害のおそれがあると認められる者を発見した場合、可能な限り早い段階で、都道府県知事等に通報する必要がある。

警察官通報は、いわゆる要式行為たることを要しないとされており、文書のほか、口頭、電話など全ての通報手段を用いることが可能である。

都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）の職員は、警察官通報の受理に当たって、（1）に掲げる事項について確認する。

（1）（略）

（2）警察と自治体との「警察官通報」以外の協力

警察が様々な活動の中で接した精神障害者については、警察官通報の要件に該当しない場合であっても、精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる場合がある。自治体は警察官からこうした精神障害者に対する支援についての相談があった場合には、法第47条第1項又は第2項に基づき、必要に応じて、その相談に応じ、本人又はその家族等に対し、精神障害の状態に応じた適切な医療施設の紹介を行うなど、これらの者が必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう対応すること。

一方、自治体が支援等に関与している事案において、警察官の臨場を要請することが必要な場合もあると考えられる。自治体は、警察との間でこれらの対応や協力が適切かつ円滑になされるよう努める必要がある。

（3）警察官通報として受理する際の留意点

①・②（略）

③ 被通報者が精神科病院に入院中である場合

通報の段階で被通報者が既に医療保護入院等により精神科病院に入院中である場合には、被通報者に必要な医療と保護が提供されている状況であると認められること、また、入院中の患者に係る措置入院の要否については、法第38条の3第2項の規定により精神医療審査会で審査が行われることから、警察官通報を要すべき状況とは認められないと考えられる。

ただし、入院中の精神科病院から、患者の他害行為に関する110番通報等がなされた場合や、患者が入院先の精神科病院から外出中に警察官通報を要する状況に至った場合などは、警察官通報として受理すべきであることに留意する。

Ⅲ. 警察官通報の受理後から措置診察まで

都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）の職員は、警察官通報の受理に当たって、（1）に掲げる事項について確認する。

（1）（略）

（2）警察と自治体との「警察官通報」以外の協力

警察が様々な活動の中で接した精神障害者については、警察官通報の要件に該当しない場合であっても、精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる場合がある。自治体は警察官からこうした精神障害者に対する支援についての相談があった場合には、法第47条第1項又は第2項に基づき、必要に応じて、その相談に応じ、本人又はその家族等に対し、精神障害の状態に応じた適切な医療施設の紹介を行うなど、これらの者が必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう積極的に対応することが望ましい。

一方、自治体が支援等に関与している事案において、警察官の臨場を要請することが必要な場合もあると考えられる。自治体は、警察との間でこれらの対応や協力が適切かつ円滑になされるよう努める必要がある。

（3）警察官通報として受理する際の留意点

①・②（略）

③ 被通報者が精神科病院に入院中である場合

通報の段階で被通報者が既に医療保護入院等により精神科病院に入院中である場合には、被通報者に必要な医療と保護が提供されている状況であると認められること、また、入院中の患者に係る措置入院の要否については、患者からの退院の申出の段階で、別途、法第26条の2に基づく精神科病院の管理者からの届出を受け検討されることから、警察官通報を要すべき状況とは認められないと考えられる。

ただし、入院中の精神科病院から、患者の他害行為に関する110番通報等がなされた場合や、患者が入院先の精神科病院から外出中に警察官通報を要する状況に至った場合などは、警察官通報として受理すべきであることに留意する。

Ⅲ. 警察官通報の受理後から措置診察まで

1 (略)

2. 事前調査時に確認すべき事項

(1) 被通報者に関して関係者から総合的に確認すべき事項

警察官、被通報者、家族等からの聴取や被通報者の状態等を踏まえ、以下の事項について可能な限り確認する。この際、被通報者や家族等に対しては、警察官通報及び措置入院の仕組みについて十分に説明を行うことが必要である。なお、家族等からの聴取の際は、家族等自身の疲弊や、心的外傷を負っている可能性にも留意するとともに、家族等に対する支援の必要性についても検討することが適当である。

① (略)

② 被通報者の言動

被通報者の言動について、以下の事項の該当の有無及び程度等を確認する。

- 幻覚・妄想又は明白な病的言動
- 社会生活における状況認知・判断の障害
- 基本的な生活維持の困難（睡眠・栄養・清潔の保持、電気・水道・ガスの確保、寒暑炎熱の防御等）
- 自傷行為又はそのおそれのある言動（今回の通報に関するもの）

- ・ 自殺企図、自傷、その他（※）

（※） その他の場合には、その言動が浪費や自己の所有物の損壊等、単に自己の財産に損害を及ぼすにとどまらないものか否かについても確認する。

- 他害行為又はそのおそれのある言動（今回の通報に関するもの）

- ・ 殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害、暴行、恐喝、脅迫、窃盗、器物損壊、弄火又は失火、家宅侵入、詐欺等の経済的な問題行動、その他（※）

（※） その他の場合には、その言動が刑罰法令に触れる程度の行為につながるものか否かについても確認する。

(2) ~ (3) (略)

1 (略)

2. 事前調査時に確認すべき事項

(1) 被通報者に関して関係者から総合的に確認すべき事項

警察官、被通報者、家族等からの聴取や被通報者の状態等を踏まえ、以下の事項について可能な限り確認する。この際、被通報者や家族等に対しては、警察官通報及び措置入院の仕組みについて十分に説明を行うことが必要である。なお、家族等からの聴取の際は、家族等自身の疲弊や、心的外傷を負っている可能性にも留意するとともに、家族等に対する支援の必要性についても検討することが適当である。

① (略)

② 被通報者の言動

被通報者の言動について、以下の事項の該当の有無及び程度等を確認する。

- 幻覚・妄想又は明白な病的言動
- 社会生活における状況認知・判断の障害
- 基本的な生活維持の困難（睡眠・栄養・清潔の保持、電気・水道・ガスの確保、寒暑炎熱の防御等）
- 自傷行為又はそのおそれのある言動（今回の通報に関するもの）

- ・ 自殺企図、自傷、その他（※）

（※） その他の場合には、その言動が浪費や自己の所有物の損壊等、単に自己の財産に損害を及ぼすにとどまらないものか否かについても確認する。

- 他害行為又はそのおそれのある言動（今回の通報に関するもの）

- ・ 殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害、暴行、恐喝、脅迫、窃盗、器物損壊、弄火又は失火、家宅侵入、詐欺等の経済的な問題行動、その他（※）

（※） その他の場合には、その言動が刑罰法令に触れる程度の行為につながるものか否かについても確認する。

(2) ~ (3) (略)

(4) 確認が望ましいその他の事項

被通報者、家族、主治医等担当医、被通報者の居住地を管轄する保健所や市町村その他の関係者から、以下の事項について可能な限り確認することが望ましい。

①・② (略)

③ 家族構成等

- 家族の氏名、続柄、年齢、同居・別居の別、家族関係等
- 後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者などの現に本人の保護の任に当たっている者

④ (略)

3 (略)

4. 措置診察が不要となった後の支援

措置診察が不要と判断された場合であっても、被通報者に対するその後の支援が必要と認められる場合には、自治体は、法第47条第1項又は第2項に基づく相談援助等を行うこと。

被通報者に対するその後の支援が必要と認められるが、被通報者の居住地を管轄する保健所設置自治体が措置診察の要否判断を行った都道府県等と異なる場合は、措置診察の要否判断を行った都道府県等は、被通報者の了解を得た上で、当該保健所設置自治体に連絡し、被通報者への支援の必要性について当該保健所設置自治体に説明をすることが望ましい。

5. 措置診察の要否判断を保留とすることが考えられる場合

都道府県等は、以下の①又は②に該当する場合は、措置診察の要否判断を一旦保留することが適当である。措置診察より優先すべき処置があると判断される場合は、必要な処置後の状況も加味して措置診察の要否について改めて検討し、決定することが適当である。

① (略)

② 酩酊により精神科の診察が困難な場合

飲酒による酩酊状態で意識レベルが下がっている状態の者については、十分な精神医学的所見を得ることができず、措置入院の要否を判定できないことが多い。このため、例えば呂律が回らないほどの酩酊状態である被通報者に対して措置診察を行うことは、適切でない場合が多い。

このため、酩酊者への対応としては、酩酊により精神科の診察

(4) 確認が望ましいその他の事項

被通報者、家族、主治医等担当医、被通報者の居住地を管轄する保健所や市町村その他の関係者から、以下の事項について可能な限り確認することが望ましい。

①・② (略)

③ 家族構成

- 家族の氏名、続柄、年齢、同居・別居の別、家族関係等
(新設)

④ (略)

3 (略)

4. 措置診察が不要となった後の支援

措置診察が不要と判断された場合であっても、被通報者に対するその後の支援が必要と認められる場合には、自治体は、法第47条第1項又は第2項に基づく相談指導等を積極的に行うことが望ましい。

被通報者に対するその後の支援が必要と認められるが、被通報者の居住地を管轄する保健所設置自治体が措置診察の要否判断を行った都道府県等と異なる場合は、措置診察の要否判断を行った都道府県等は、被通報者の了解を得た上で、当該保健所設置自治体に連絡し、被通報者への支援の必要性について当該保健所設置自治体に説明をすることが望ましい。

5. 措置診察の要否判断を保留とすることが考えられる場合

都道府県等は、以下の①又は②に該当する場合は、措置診察の要否判断を一旦保留することが適当である。措置診察より優先すべき処置があると判断される場合は、必要な処置後の状況も加味して措置診察の要否について改めて検討し、決定することが適当である。

① (略)

② 酩酊により精神科の診察が困難な場合

飲酒による酩酊状態で意識レベルが下がっている状態の者については、十分な精神医学的所見を得ることができず、措置入院の要否を判定できないことが多い。このため、例えば呂律が回らないほどの酩酊状態である被通報者に対して措置診察を行うことは、適切でない場合が多い。

このため、酩酊者への対応としては、酩酊により精神科の診察

が困難な場合は、措置診察の要否判断を一旦保留し、酩酊状態を脱した時点において改めて事前調査を行い、措置診察の要否判断をすることが適当である。

ただし、例外的に、以下のような場合には、状況によっては、酩酊が醒めていなくても措置診察を行うことが妥当と考えられる事例もあることに留意が必要である。これらについては、警察を含めた地域の関係者による協議の場（IX参照）における協議により、円滑な運用を目指すことが望ましい。

(ア)～(エ) (略)

アルコール以外の精神作用物質による急性薬物中毒者への基本的な考え方は上記と同様であり、被通報者の身体に薬物が直接的な作用を起こしている、いわゆる臨床的な中毒の状態では、直ちに措置診察を行うことを避け、必要に応じ一般医療による解毒を行うべきである。中毒状態が解消した段階で措置症状が残存している可能性があるれば、改めて措置診察を行う必要がある。したがって、中毒状態が解消された場合には、治療にあたった医療関係者から都道府県等に、被通報者の状態について連絡するよう依頼しておくことが適当である。

ただし、薬物中毒の場合には、アルコールによる酩酊に比べて状態像が一般人には判別しがたく、特に、薬物の影響による意識障害の有無・程度の判断は専門家でも難しいことがある。対応方針としては、被通報者の救命と病状改善を最優先とすべきである。また、判断に迷う場合は原則として措置診察を行うべきである。

6・7 (略)

IV. 措置診察

1～7 (略)

8. 診察の通知

措置診察を行わせる都道府県等の職員は、措置診察に当たり、被診察者の家族などの現に本人の日常において保護の任に当たっている者に対し、診察の日時及び場所を通知する。ただし、警察署、刑務所等公的施設に収容されている者が被診察者である場合であつ

が困難な場合は、措置診察の要否判断を一旦保留し、酩酊状態を脱した時点において改めて事前調査を行い、措置診察の要否判断をすることが適当である。

ただし、例外的に、以下のような場合には、状況によっては、酩酊が醒めていなくても措置診察を行うことが妥当と考えられる事例もあることに留意が必要である。これらについては、警察を含めた地域の関係者による協議の場（VII参照）における協議により、円滑な運用を目指すことが望ましい。

(ア)～(エ) (略)

アルコール以外の精神作用物質による急性薬物中毒者への基本的な考え方は上記と同様であり、被通報者の身体に薬物が直接的な作用を起こしている、いわゆる臨床的な中毒の状態では、直ちに措置診察を行うことを避け、必要に応じ一般医療による解毒を行うべきである。中毒状態が解消した段階で措置症状が残存している可能性があるれば、改めて措置診察を行う必要がある。したがって、中毒状態が解消された場合には、治療にあたった医療関係者から都道府県等に、被通報者の状態について連絡するよう依頼しておくことが適当である。

ただし、薬物中毒の場合には、アルコールによる酩酊に比べて状態像が一般人には判別しがたく、特に、薬物の影響による意識障害の有無・程度の判断は専門家でも難しいことがある。対応方針としては、被通報者の救命と病状改善を最優先とすべきである。また、判断に迷う場合は原則として措置診察を行うべきである。

6・7 (略)

IV. 措置診察

1～7 (略)

8. 診察の通知

措置診察を行わせる都道府県等の職員は、措置診察に当たり、被診察者の家族等、現に本人の日常において保護の任に当たっている者に対し、診察の日時及び場所を通知する。ただし、警察署、刑務所等公的施設に収容されている者が被診察者である場合であつて、

て、家族などの本人の保護の任に当たっている者がいないか、又は不明であるときは、当該施設の長を、現に保護の任に当たっている者として通知の相手方としても差し支えない。（法第28条第1項）

これらの現に本人の保護の任に当たっている者は、措置診察に立ち会うことができる。（法第28条第2項）

9・10 （略）

11. 措置入院が不要となった後の支援

措置診察により措置入院が不要になった場合であっても、被診察者に対するその後の支援が必要と認められる場合には、都道府県等は、法第47条に基づく相談援助等を行うこと。被診察者に対するその後の支援が必要と認められるが、被診察者の居住地を管轄する保健所設置自治体が措置入院の要否判断を行った都道府県等と異なる場合は、措置入院の要否判断を行った都道府県等は、被診察者の了解を得た上で、当該保健所設置自治体に連絡し、被診察者への支援の必要性について当該保健所設置自治体に説明をすることが望ましい。

V. 措置入院の実施

1. 措置入院の決定

都道府県知事等が指定した2名の指定医が診察を行い、その2名が独立して措置入院が必要であると判断をした場合、すなわち、被診察者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければ精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めることについて各指定医の診察の結果が一致した場合には、都道府県知事等は、被診察者を、国等（国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人をいう。）の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。（法第29条第1項及び第2項）

国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、既に別の措置入院者又は緊急措置入院者がいるため指定病床に余裕がない場合のほかは、措置入院者を入院させなければならない。（法第29条第4項）

2. 措置入院者に対する告知

都道府県知事等は、措置入院を行う場合には、当該措置入院者に

家族等、本人の保護の任に当たっている者がいないか、又は不明であるときは、当該施設の長を、現に保護の任に当たっている者として通知の相手方としても差し支えない。（法第28条第1項）

これらの現に本人の保護の任に当たっている者は、措置診察に立ち会うことができる。（法第28条第2項）

9・10 （略）

11. 措置入院が不要となった後の支援

措置診察により措置入院が不要になった場合であっても、被診察者に対するその後の支援が必要と認められる場合には、都道府県等は、法47条に基づく相談指導等を積極的に行うことが望ましい。被診察者に対するその後の支援が必要と認められるが、被診察者の居住地を管轄する保健所設置自治体が措置入院の要否判断を行った都道府県等と異なる場合は、措置入院の要否判断を行った都道府県等は、被診察者の了解を得た上で、当該保健所設置自治体に連絡し、被診察者への支援の必要性について当該保健所設置自治体に説明をすることが望ましい。

（新設）

対し、措置入院を行う旨、退院等の請求に関すること及び入院中の行動制限に関することを所定の様式により書面で告知しなければならない。(法第29条第3項)

3. 措置入院先病院に対する情報提供

都道府県等は、被通報者を措置入院させるにあたり、適切な入院医療を提供する観点から、措置入院先病院に事前調査及び措置入院に関する診断書の情報を提供することが適当である。事前調査や通報に関する添付資料、特に、被通報者自身が作成した文書等の資料や被通報者の直近の状況を知る上で重要な資料の情報も同様である。なお、措置入院先病院にこれらの情報に関する資料を提供するに当たっては、病院が患者等から当該資料も含めた診療記録等の開示を求められた場合には、開示の判断に当たって都道府県等に確認を行うようあらかじめ伝達しておくことが適当と考えられる。

措置入院に関する診断書は、指定医が公務員として作成して都道府県知事等に提出する性質のものであることから、提出された診断書は都道府県知事等の管理する行政文書であって、この情報を第三者に提供することを都道府県知事等の権限で実施するにあたり、作成した指定医の同意を得る必要はない。他方、措置入院に関する診断書には、指定医の氏名をはじめ、患者以外の第三者の個人情報が含まれているため、当該診断書自体を病院に提供することの是非については、各都道府県等における個人情報の取扱いに関する条例等に従う必要がある。

4. 措置入院の必要性に関する審査

措置入院を採ったときは、当該措置入院者の症状等を精神医療審査会に通知し、当該入院者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求める必要がある。(法第38条の3第1項)

VI. 緊急措置入院の運用

1. 緊急措置入院の要件

都道府県知事等は、措置入院の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、以下の①～③に示すような通常の措置入院の手続の全部又は一部を採ることができない場合において、指定医1名の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自傷

V. 緊急措置入院の運用

1. 緊急措置入院の要件

都道府県知事等は、措置入院の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、以下の①～③に示すような通常の措置入院の手続の全部又は一部を採ることができない場合において、指定医1名の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自傷

他害のおそれが著しいと認めるときは、その者を緊急措置入院とすることができる。（法第29条の2第1項）

- ① 都道府県知事等が派遣した2名以上の指定医が診察すること
- ② 診察に、都道府県等の職員が立ち会うこと（IV6参照）
- ③ 診察について家族等に通知をし、及び診察に立ち合わせることに際し、都道府県等は、夜間及び休日であることのみをもって上記①～③の手続の全部又は一部を採ることができないとは必ずしも言えないことに留意し、可能な限り通常の手続を採るよう努めることが必要である。

緊急措置入院は通常の手続よりも簡略な手続で措置権限を行使するものであることから、法第29条の通常の手続よりも自傷他害のおそれの程度が著しいと認められる場合でなければならない。

また、都道府県知事等は、緊急措置入院を行う場合には、当該緊急措置入院者に対し、緊急措置入院を行う旨、退院等の請求に関すること及び入院中の行動制限に関することを所定の様式により書面で告知しなければならない。（法第29条の2第4項）

なお、緊急措置入院の場合も、できる限り事前調査を行うよう努めることが適当である。

2 （略）

（削る）

VII （略）

VIII. 措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置

措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士等のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせる必要がある。（法第29条の6）

また、措置入院者又はその家族等から求めがあった場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要

他害のおそれが著しいと認めるときは、その者を緊急措置入院とすることができる。（法第29条の2第1項）

- ① 都道府県知事等が派遣した2名以上の指定医が診察すること
- ② 診察に、都道府県等の職員が立ち会うこと（IV6参照）
- ③ 診察について家族等に通知をし、及び診察に立ち合わせることに際し、都道府県等は、夜間及び休日であることのみをもって上記①～③の手続の全部又は一部を採ることができないとは必ずしも言えないことに留意し、可能な限り通常の手続を採るよう努めることが必要である。

緊急措置入院は通常の手続よりも簡略な手続で措置権限を行使するものであることから、法第29条の通常の手続よりも自傷他害のおそれの程度が著しいと認められる場合でなければならない。

また、緊急措置入院の場合も、できる限り事前調査を行うよう努めることが適当である。

2 （略）

VI （略）

VII （略）

（新設）

<p><u>があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者を紹介する必要がある。(法第29条の7)</u></p> <p><u>IX・X.</u> (略)</p> <p>以上</p>	<p><u>VIII・IX.</u> (略)</p> <p>以上</p>
---	--------------------------------------